

# 高等学校等就学支援金

事務処理マニュアル  
〈平成29年度版〉

福岡県立学校事務職員協会

## 29年度版マニュアル配付によせて

平成26年度から導入されました「高等学校等就学支援金」及び「高校生等奨学給付金」制度については、高等学校に在籍する生徒と保護者の経済的な負担を軽減するものである一方で、事務処理が大変複雑で煩雑なうえ事務量も相当あり、事務職員にとっては大きな負担となっています。

そのため、事務量の軽減化を目指して、事務長会と事務職員協会とが協力してプロジェクトチームを立ち上げ、教育庁財務課の御助言、御協力のもとに平成27年度に「高等学校等就学支援金事務処理マニュアル」「高校生等奨学給付金事務処理マニュアル」が完成するに至りました。その後の改正点に対応するため、本協会の事務提要委員会が委員を増員し、このマニュアルをより充実させるための改訂業務を行っているところです。この度「29年度版」が完成し、皆様にご覧いただける運びとなりました。

この業務は、事務室の協力体制が不可欠です。担当者のみならず、この業務を経験したことのない方にも大変わかりやすい内容になっていますので、是非このマニュアルを活用して制度を理解し、書類のチェックに役立ててください。具体的には、事務処理のフローチャートや財務課からの年間スケジュール、記入例、金銭会計システムの入力例や迷った時のためのQ&Aも年々充実したものを記載しています。

最後になりますが、このマニュアルの改訂を行うにあたり、教育庁財務課の適切な御指導と御助言、その他関係者の御協力に対しまして厚くお礼申し上げますとともに、今後もより多くの方に活用していただけるよう引き続き活動を続けてまいりますので、変わらぬ御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

平成30年2月

福岡県立学校事務職員協会会長 武田 美余

## 制度の概要（高等学校等就学支援金）

平成26年度入学生から「高等学校等就学支援金に関する法律」が施行されました。

これに基づく高等学校等就学支援金制度（新制度）は保護者等の所得が一定額未満となる生徒が、学校に申請書等を提出し、資格の認定を受け、授業料に相当する金額を就学支援金として支給されることによって、実質、授業料を負担する必要がなくなるという制度です。（本県では都道府県が支給すべき就学支援金を生徒の授業料に係る債務の弁済に充てることとされているので、生徒や保護者に直接就学支援金を支給することは原則ありません。）

高等学校等授業料については、平成25年度まで原則不徴収（旧制度）となっていました。平成25年度以前の入学者については、今後も旧制度が適用されるため原則不徴収です。

一方で新制度では、未申請者や申請したが所得制限超過等の理由により不認定となった生徒は授業料を負担する必要があります。

制度における所得基準や手続き等の概略については、以下のとおりです。

### 1 所得の判断基準について

原則として親権者の市町村民税所得割額を合算して304,200円未満であれば授業料を負担する必要はありません。家庭の事情により親権者の所得がわからない場合は、誰の所得が基準になるのかを慎重に判断する必要があります。

### 2 新入生の認定手続きについて

まず新入生の合格者説明会時に制度の説明資料や申請書類を配付し、入学式等で申請書類等を回収します。その際、申請内容が他の者にわからないよう必ず封筒に封入して提出させる必要があります。

### 3 その後の手順について

#### (1) 認定者について

4月に提出された申請書等（課税証明等は前年度分）に基づき受給資格を認定します。一度認定を受けると、毎年度の収入状況が所得制限内であれば在学中は継続して就学支援金の受給資格者（以下「受給権者」という。）となります。受給権者に対しては、6月1日付けで受給資格認定通知書と4月～6月分授業料に対する就学支援金支給決定（支給予定）通知書を生徒あて郵送します。

#### (2) 不認定者について

6月1日付けで受給資格不認定通知書及び4月分から6月分授業料の納入通知を生徒あて郵送します。

(3) 7月以降の手続きについて

受給権者に毎年度7月10日までに収入状況届出書に課税証明書等（当年度分）を添えて提出させ、就学支援金の受給資格について判定を行います。所得制限基準内であれば7月～翌年6月分の授業料に充てる就学支援金支給決定（支給予定）通知書を、基準以上の場合には、受給資格消滅通知書（7月～翌年6月分）及び7月～9月分授業料の納入通知を9月1日付けで郵送します。受給権者が就学支援金の受給を放棄した場合には、受給資格消滅通知書（7月～翌年6月分）及び7月～9月分授業料の納入通知を7月1日付けで郵送します。

また、4月時の未申請者及び不認定者が7月に申請して受給資格が認定された場合は9月1日付けで受給資格認定通知書と7月～翌年6月分授業料に充てる就学支援金支給決定（支給予定）通知書を郵送します。認定されなかった場合は受給資格不認定通知書（7月～翌年6月分）及び7月～9月分授業料の納入通知を9月1日付けで郵送します。

(4) 財務会計事務手続きについて

就学支援金を授業料に充てるには、授業料の調定、就学支援金の予算要求及び支出負担行為・支出命令等を行う必要があります。詳しくは29教財第44号「高等学校等就学支援金に係る財務会計事務等について」を参照してください。なお、授業料の調定に際し就学支援金を充てる略科目コードと充てない略科目コードが異なるので注意して下さい。（財務課参考資料参照）

(5) 個人情報の取扱いについて

本制度では生徒及び保護者等の個人情報を多分に取り扱うため、事務処理中に机上に申請書等を放置して他人の目にふれたり、ファイルの保管状況が悪くて情報漏洩が起きたりすることがないように、関係書類等の取扱いには十分注意する必要があります。

## 目次(就学支援金)

	ページ
<b>1 フローチャート</b>	
(1) 6月1日認定分 .....	1
(2) 9月1日認定分 .....	2
<b>2 スケジュール</b> .....	3
<b>3 提出書類の記入例</b>	
(1) 入学時(6月1日認定分)	
ア 入学予定のみなさんへ(制度周知、手続き説明用チラシ) .....	* 4 ~ 5
イ 高等学校就学支援金受給資格認定申請書(様式1)記入例 .....	6 ~ 12
ウ 記入上の注意(別紙) .....	13 ~ 14
エ 確認書(高等学校授業料の取り扱いに関する確認書)記入例 .....	15
(2) 収入状況再確認時(9月1日支給決定、入学時未申請者新規認定分)	
(注: 奨学給付金制度周知及び確認書併せて配付)	
ア 就学支援金の再確認のお知らせ(制度周知、手続き説明用チラシ) .....	* 16 ~ 17
イ 高等学校就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書(様式1)記入例 .....	18 ~ 24
ウ 確認書(高等学校授業料の取扱い及び高校生等奨学給付金に関する確認書)記入例	25
<b>4 認定・不認定</b>	
(1) 認定等申請手続き関係の様式集一覧 .....	26
(2) 認定通知等出力システム(様式集) .....	27 ~ 30
(3) 不認定通知等出力システム(様式集) .....	31 ~ 33
(4) 受給資格認定について(提出期限の延長) .....	34
(5) 市町村民税所得割額の見方について .....	35
(6) 資格認定通知書等の送付について .....	36 ~ 37
(7) 遡及徴収(不認定者)	
ア 申請者が6月1日(9月1日)付けで不認定者となり、4月(7月)に遡って授業料を徴収する場合	
(ア) 認定却下通知、授業料納入通知 .....	38 ~ 39
(イ) 納入通知書作成例 .....	40
(8) 高等学校等就学支援金事務等に使用する公印の印影印刷文書に係る受払簿について	
ア 公印の印影印刷文書に係る受払簿の作成について .....	41
ア 印影印刷受払簿様式・記入例 .....	42 ~ 43
(9) 遡及返納(過誤納金還付)	
ア 6/1認定者となったが、すでに4月分5月分の授業料を納めてしまっている場合	
(ア) 認定通知、支給決定通知 .....	44 ~ 45
(イ) 減額調定例 .....	46
(ウ) 過誤納金還付通知例 .....	47 ~ 48
(エ) 戻出命令書例 .....	49
(オ) 振り込み例 .....	50
(カ) 支出負担行為決議書兼支出命令書例 .....	51

(10) 高等学校等就学支援金受給者が転退学した場合		
ア 消滅通知例	.....	52 ~ 53
<b>5 調定・負担行為・支出命令(金銭会計)</b>		
(1) 就学支援金に係る財務会計事務等について(26教財第101号)	.....	54 ~ 56
(2) 就学支援金に係る財務会計事務等について様式記入例	.....	57 ~ 63
(2) 就学支援金に係る金銭会計システムの操作等について(財務課参考資料)	.....	64 ~ 65
(3) 財務会計入力・出力例		
ア 就学支援金支給有りの場合		
(ア) 入力画面入力例(301画面、401画面、413画面)	.....	66
(イ) 調定決議書出力例(301画面)	.....	67
(ウ) 支出負担行為決議書兼支出命令書(公金振替)出力例(417画面)	.....	68
イ 就学支援金支給無しの場合(授業料調定)		
(ア) 入力画面入力例(301画面)	.....	69
(イ) 未申請者の場合(301画面)	.....	70
(ウ) 4~6月不認定者の場合(301画面)	.....	71
(エ) 4~6月不認定者の場合で4月分授業料調定(遡及分)(301画面)	.....	72 ~ 73
(オ) 納入通知書出力例	.....	74
(カ) 4~6月未申請者で7月から新規認定者の場合(304画面)	.....	75
(キ) 4~6月不認定者で7月から新規認定者の場合(304画面)	.....	76
(ク) 4~6月認定者で7月から消滅者の場合(301画面)	.....	77
(4) 収入状況届等に伴う全日制課程の調定について	.....	78
(5) 異動連絡票(銀行提出用)	.....	79
(6) 予算要求書(財務課様式4)記入例	.....	80 ~ 83
<b>6 こんなときどうする? ~就学支援金編~</b>	.....	84 ~ 86
<b>7 その他</b>		
(1) 県内各市町村「課税証明書」の名称について(参考一覧表)	.....	87
(2) 「電子版」のご案内	.....	88

# 1 フローチャート





就学支援金事務に係るフローチャート(6月1日認定分)

3月20日頃  
(合格者説明会)

3月24日  
(提出期限)

学校マスター提出(銀行)  
(授業料0円で入力)

未申請者  
4~9月分授業料一括調定(入学日付)  
略科目コード[2191]  
(未申請者が後日申請して認定された場合は減額調定する)

4月7日頃  
(入学式)

授業料徴収者(未申請者)の納入金は異動連絡分の納入通知書が届いてから納入する。(9,900円の記載がない納入通知書で納入した場合は9,900円を別途財務会計システムで調定し、財務会計システムで作成した納付書で納付しなければならないので注意)

4月7日~

4/10異動連絡票提出(未申請者分)  
授業料0円→9,900円  
(反映分4/19納入通知書完成)

4月20日

異動連絡票提出(最終期限)  
授業料0円→9,900円  
(反映分4/28納入通知書完成)

5/16前期納入通知書完成(配付時は他の生徒に金額がわからないよう注意)

5月25日

第1四半期就学支援金予算要求書提出期限(財務課様式4)

5月末日  
(支払請求書は  
6月1日以降)

平成29年度高等学校等就学支援金(〇年生第〇期分)支払請求書(様式1)の起案

6月1日

就学支援金分授業料調定(4~6月分)  
略科目コード[2243]  
・不認定者分授業料個別調定(4~5月分)  
略科目コード[2244] → 納入通知書出力  
・不認定者分授業料一括調定(6~9月分)  
略科目コード[2191]

6月上旬

支出負担行為決議書兼支出命令書を出力

6月9日

異動連絡票提出(不認定者)  
授業料0円→9,900円  
6月以降の異動を行い、4、5月分の異動は行わない

合格者説明会  
制度周知文書等配付  
学校→全生徒

- ①就学支援金周知文書
- ②高等学校授業料の取扱いに関する確認書(黄色)
- ③高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(様式1号)(ピンク色)
- ④提出用封筒

確認書  
全生徒→学校

申請しない

申請する

- ①高等学校授業料の取扱いに関する確認書(黄色)  
※異動連絡票提出のため、他の書類がそろわなくても、「申請」が「申請しない」の意を確認

申請書・所得に関する証明書等  
対象生徒→学校

- ①高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書(様式1号)(ピンク色)
- ②所得を証明する書類

認定審査

不認定

認定

- ①高等学校等就学支援金の受給資格認定について(様式3)
- ②4月から6月分授業料について(通知)
- ③納入通知書(財務会計システム出力)授業料(遡及分)調定(4月~5月)略科目コード[2244]

- 「平成29年度student」に必要事項を入力  
※併せてパスワードを設定
- 「平成29年度高等学校等就学支援金整理票」と「受給資格認定結果一覧」を作成
- 就学支援金認定通知書・不認定通知書の切手購入起案(令達有り)
- 就学支援金認定通知書・不認定通知書の印刷・封入れ(窓空き封筒使用)  
※公印印刷受払簿を作成

- ①高等学校等就学支援金受給資格認定について(様式2)
- ②高等学校等就学支援金支給決定(支給予定)通知書(様式4)

提出用封筒に入れて同時に回収(4月10日期限)

※申請の有無等が他の生徒に明らかにならないよう注意すること。

※やむを得ない理由で申請できない場合は、強力的な取扱いを行うこと。(事務処理要領1(6)参照)

前籍校での受給状況等を確認すること。(消滅通知等)

※追加資料の提出又は訂正等については、4月末日までに完了しなければならないが、強力的に取り扱う。(事務処理要領1(2)②参照)

各通知書は6/1付で通知する。  
各通知書は必ず郵送する。(生徒手渡し不可)  
財務課より郵送代令達有り

※まず、福岡県県立高等学校等就学支援金交付要綱と高等学校等就学支援金事務処理要領(新制度)を熟読しましょう!!

就学支援金事務に係るフローチャート(9月1日認定分)

6月1日頃

確認書等書類配付  
学校→全生徒

- ①就学支援金所得確認及び奨学給付金周知文書
- ②高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金にかかる確認書(緑色)
- ③高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書(様式1号)(ピンク色)
- ④提出用封筒

4月～6月分支援金不受給者に対しては、高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(様式1号)の口にチェック

6月25日頃

確認書  
全生徒→学校

7月1日

受給権放棄者  
・授業料一括調定(7～9月分)個別  
略科目コード[2191]  
・高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について(様式5)等を郵送

申請しない

申請する

- ①高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金にかかる確認書(緑色)

提出用封筒に入れて同時に回収(7月10日期限)

7月10日

・4～6月分支援金不受給の申請者(新規)  
異動連絡票提出期限(7月分以降授業料9,900円→0円)  
・受給権放棄者の異動連絡票提出期限(7月分以降授業料0円→9,900円)

届出書・所得に関する証明書等  
対象生徒→学校

- ①高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書(様式1号)(ピンク色)
- ②所得を証明する書類

※申請の有無が他の生徒に明らかにならないよう注意すること。

※やむを得ない理由で申請できない場合は、弾力的な取扱いを行うこと。(事務処理要領1(6)参照)

8月25日

第2四半期就学支援金予算要求書提出期限(財務課様式4)

資格確認  
認定審査

※追加資料の提出又は訂正等については、7月末日までに完了しなければならないが、弾力的に取り扱う。(事務処理要領1(2)②参照)

9月1日

認定継続者・新規認定者  
9/1就学支援金分授業料調定(7～9月分)全日制課程授業料(就学支援金)略科目コード[2243]  
新規認定者  
7～9月分減額調定(9月1日付)  
資格消滅者、不認定者  
7～8月分授業料個別調定略科目コード[2244]→納入通知書出力  
9月分授業料一括調定略科目コード[2191]

資格消滅

支給決定

- ①高等学校等就学支援金支給決定(支給予定)通知書(様式4)

9/1新規認定者は下記通知

9月上旬

支出負担行為決議書兼支出命令書を出力  
※第2四半期のみ支払い終了後、高等学校等就学支援金整理票(様式2)を財務課学校予算係へFAXで提出すること。

<7月1日付け通知分>  
①高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について(様式5)

- ②7月分以降の授業料について(通知)

通知書は7/1付で通知する。  
通知書は必ず郵送する。(生徒手渡し不可)  
財務課より郵送代令達有り

- ①高等学校等就学支援金受給資格認定について(様式2)

- ②高等学校等就学支援金支給決定(支給予定)通知書(様式4)

9月8日

異動連絡票提出(資格消滅・不認定者)(9月分以降授業料0円→9,900円)

不認定・資格消滅

- <9月1日付け通知分>
- ①(不認定者)高等学校等就学支援金の受給資格認定について(様式3)(資格消滅者)高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について(様式5)
- ②7月から9月分授業料について(通知)
- ③納入通知書(財務会計システム出力)

各通知書は9/1付で通知する。  
各通知書は必ず郵送する。(生徒手渡し不可)  
財務課より郵送代令達有り

\* 認定審査の際に行うこと  
●「平成29年度student」に必要事項を入力  
※併せてパスワードを設定  
●「平成29年度高等学校等就学支援金整理票」と「収入状況審査結果一覧」を作成(新規認定の場合は「受給資格認定結果一覧」)  
●就学支援金認定通知書・不認定通知書の切手購入起案(令達有り)  
●就学支援金認定通知書・不認定通知書の印刷・封入れ(窓空き封筒使用)  
※公印印刷印刷受払簿を作成

10月1日

未申請者・不認定者  
授業料調定(10月～3月)略科目コード[2191]

11月24日

予算要求 期限

12月1日

授業料調定(10～12月)就学支援金分略科目コード[2243]

2月23日

予算要求 期限

3月1日

授業料調定(1～3月)就学支援金分略科目コード[2243]

※まず、福岡県県立高等学校等就学支援金交付要綱と高等学校等就学支援金事務処理要領(新制度)を熟読しましょう!!

## 2 スケジュール







### 3 提出書類の記入例





平成29年度入学予定のみなさんへ

## 高等学校等の授業料について ～高等学校等就学支援金のお知らせ～

世帯収入が一定額未満(★)の場合、授業料に充てるための高等学校等就学支援金の支給を受けることができ、授業料が実質無償になります。

★保護者等の市町村民税所得割額の合算が304,200円未満

(年収の目安) 保護者のうち一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯で年収910万円未満程度

### ■ 支給額(授業料に充てる額)は・・・?

＜公立高等学校の場合＞ 授業料相当額

全日制(月額)	9,900円
定時制(月額)	
・単位制以外	2,600円
・1年で履修する単位制	130円/1単位あたり
・半年で履修する単位制	260円/1単位あたり
通信制(年額)	300円/1単位あたり

### ■ 就学支援金の支給を受ける(授業料に充てる)には・・・?

高等学校等就学支援金の支給を受けるには、申請書に市町村民税所得割額を証明する書類を添えて、申請していただく必要があります。

### ■ 必要な申請手続とは・・・?

- ① 課税証明書類を準備  
→「住民税の市町村民税所得割額が記載された書類」を準備。(裏面参照)
- ② 申請書(ピンク色の用紙)に記入  
→「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」(ピンク色の用紙)に必要事項を記入。
- ③ 確認書(黄色の用紙)に記入  
→「確認書(高等学校授業料の取扱いに関する確認書)」(黄色の用紙)に必要事項を記入。
- ④ ①～③を合わせて平成29年●月●日( )までに提出  
※ 市町村民税所得割額が304,200円以上などの理由で申請しない場合は、③の確認書(黄色の用紙)のみ提出してください。

本制度では「申請」がなければ、授業料を全額ご負担いただくことになります。申請の際、課税証明書類が必要となりますので、準備をお願いします。

**■ 課税証明書類として使用するもの**

**① サラリーマンで住民税を「給与から天引き」で納めている方**

勤務先が1つで、給与所得以外の所得がない方は、平成28年5～6月に勤務先から配付された住民税の「特別徴収税額の決定・変更通知書」の写しを課税証明書類として提出してください。

28年度 給与所得等に係る市県民税・特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得 給与収入 給与所得 所得計

主たる給与以外の合算所得区分

総所得金額①

課税 総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡

所得控除 雑 医療 社会保険 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料

所得控除合計②

納付額 6月分 7月分 8月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分

「市民税」の「所得割額」の保護者等の合算額が304,200円未満の場合、就学支援金が支給されます。

所得割額④

所得割額⑤

所得割額⑥

所得割額⑦

特別徴収税額⑧

控除不足額⑨

既納付額⑩

既納付額(⑧-⑨)

変更前税額⑪

増減額(⑪-⑩)

変更月

年月

あなたまたは、このがらに内にならぬ、申立てが必要がし

ここがはがし

年度が切れないように写しをとってください

**② 主に個人事業主で確定申告を経て住民税を「納付書払い」で納めている方**

平成28年6月に市町村から配付された住民税の「納税通知書」(年度と市町村住民税所得割額が分かる部分)の写しを課税証明書類として提出してください。

**③ 生活保護(生活扶助)を受けられている方**

平成28年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている世帯は、「生活保護受給証明書」の写しを課税証明書類として提出してください。

**■ 通知書を紛失した場合等**

課税証明書類の呼び名が自治体によって異なりますが、**①市町村民税所得割額** **②扶養状況**が確認できる課税証明書類(写し可)が利用できます。

～以下の点にご留意ください～

- ・ 課税証明書類は市町村の窓口で発行されます。
- ・ 課税証明書類の発行には手数料(1通につき約300円程度:自治体により違いあり)が必要です。
- ・ 代理の者が申請する場合、家族であっても本人からの委任状が必要です。

問合せ先: 福岡県立●●高等学校事務室 電話: XXX - XXX - XXXXX

様式第1号 (第3条第1項, 第10条第2項並びに第11条第1項及び第2項関係)

平成29年4月●日

福岡県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

- 受給資格認定申請書 (初回時)  
 高等学校等就学支援金 (以下「就学支援金」といいます。) の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況届出書 (2回目以降)  
 既に受給資格認定を受けているため, 就学支援金の支給に関して, 保護者等の収入の状況に関する事項について, 届け出ます。  
 (上の2つの□のうち, いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の2つの事項を必ず確認の上, □にレ印を付けてください。)

- この申請書又は届出書の記載内容は, 事実に相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し, 就学支援金の支給をさせた場合は, 不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては, 別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな	ふくおか		たろう	
生徒の氏名	姓	福岡	名	太郎

生徒の生年月日	昭和 平成	13	年	4	月	2	日
生徒の住所	〒 ●●●-●●●●	福岡	都道 府県	福岡	市区 町村	博多区東公園7-7	
保護者等の連絡先	(TEL)	090	-	1234	-	5678	
生徒が在学する学校の名称	福岡県立●●高等学校						

【1. 高等学校等の在学期間について】 (収入状況届出書の場合は記入不要です。)

①現在の高等学校等の在学期間 (入学時は記入不要。)	学校名	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	入学時は記入不要。	
②過去の高等学校等の在学期間 (該当がある場合のみ記入。)	学校名	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	他の高等学校等に在籍したことがあれば記入。	

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。  
 ・高等学校等 (修業年限が3年未満のものを除きます。) を卒業もしくは修了した者  
 ・高等学校等に在学した期間 (定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算。) が通算して36月を超えた者 (ただし, 支給停止期間等は含めません。)

## 【記入例①】生徒の親権者が父母の場合、一方の保護者が控除対象配偶者でない場合等

### 【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの口にレ印を付けてください。)

<input checked="" type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
---	--

(2) **4**月1日時点 (口欄は申請・届出を行う月を記入。)における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 両親とも市町村民税所得割を課されている場合	
②	□	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長, 児童福祉施設の長である場合は, ④から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)	
		ア □ 親権者の1要件や加算支	しても所得制限の
		イ □ 親権者の1ない場合	所得割を課されてい
		ウ □ ・離婚, 死別 ・親権者が存添付できない	の課税証明書等を
③	□	未成年後見人 □ 名親権者が存在せず, 場合は, 全員分) (未成年後見人が, 法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は, その者を除きます。)	選任されている
④	□	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合, ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等	
⑤	□	生徒本人 親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり, ・成人に達している場合, ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	
(2) - 2 次の理由により, 課税証明書等を添付しません。			
⑥	□	所得確認の対象が生徒本人 (親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが, 未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合	
⑦	□	親権者, 未成年後見人, 主たる生計維持者又は生徒本人の全員が, 課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合	

**次の①又は②の場合は, 両親2名分の課税証明書等が必要となります。**

**①一方の保護者が控除対象配偶者でない場合**

**②一方の保護者が控除対象配偶者であるが, 市町村民税所得割額が両親合算で304,200円未満であることが明らかでない場合**

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
<b>福岡 一郎</b>	<b>父</b>	<b>福岡 花子</b>	<b>母</b>

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には, 支給額が変更となることがありますので, 必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった場合 **両親とも記入してください。**
- ・収入の状況に変更があった場合 (市町村民税所得割の変更 等)

### 【3. 確認事項】

就学支援金を授業料に充てるとともに, 就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日   平成   年   月   日 (学校において記入。)

## 【記入例②】生徒の親権者が父母の場合、 一方の保護者が控除対象配偶者の場合

### 【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの口にし印を付けてください。)

<input checked="" type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
---	--

(2) **4**月1日時点 (口欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑦までのいずれかの口にし印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 両親とも市町村民税所得割を課されている場合	
②	<input checked="" type="checkbox"/>	ア <input checked="" type="checkbox"/>	親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		イ <input type="checkbox"/>	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
		ウ <input type="checkbox"/>	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 親権者が存在場合は、全員分 (未成年後見人である場合は)	されている れている者
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその ・親権者又は未 ・成人に達して	
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	
(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。			
⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合	
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合	

**一方の保護者が控除対象配偶者で、市町村民税所得割額が両親合算で304,200円未満であることが明らかな場合には、控除対象配偶者の課税証明書等の添付を省略できます。**

※一方の保護者が控除対象配偶者であっても、もう一方の保護者の市町村民税所得割額が300,000円を超える場合は控除対象配偶者の課税証明書も添付の必要があります。(その場合は【記入例①】に該当します。)

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にし印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
<b>福岡 一郎</b>	<b>父</b>		

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった
- ・収入の状況に変更があつ

**両親のうち、課税証明書等を添付する者を記入してください。**

### 【3. 確認事項】

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)

## 【記入例③】離婚、死別等により親権者が1名の場合

### 【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input checked="" type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
---	--

(2) **4**月1日時点 (□欄は申請・届出を行う月を記入。)における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 両親とも市町村民税所得割を課されている場合
②	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長, 児童福祉施設の長である場合は, ④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		ア <input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり, 市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		イ <input type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
	<input checked="" type="checkbox"/>	ウ <input checked="" type="checkbox"/> 離婚, 死別等により親権者が1人の場合, ・親権者が存在するものの, 家庭の事情によりやむを得ず, 親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず, 未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は, 全員分) (未成年後見人が, 法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は, その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合, ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり, ・成人に達している場合, ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
(2) - 2 次の理由により, 課税証明書等を添付しません。		
⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人 (親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが, 未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者, 未成年後見人, 主たる生計維持者又は生徒本人の全員が, 課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
<b>福岡 花子</b>	<b>母</b>		

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には, 支給額が変更となることがありますので, 必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった
- ・収入の状況に変更があつ

**課税証明書等を添付する者を記入してください。**

(市町村民税所得割の変更 等)

### 【3. 確認事項】

就学支援金を授業料に充てるとともに, 就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)

**【記入例④】親権者は2名であるが、やむを得ない理由により親権者の1人の課税証明書等が提出できない場合**

**【2. 保護者等の収入の状況について】**

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの口にレ印を付けてください。)

4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)  7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2)  4月1日時点 (口欄は申請・届出を行  
課税証明書等については次のとおりで

**(やむを得ない理由の例)**

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 両親とも市町村民
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (アからウまでのいずれか (親権者が、一時的に親権を行う児童相談 かの口)にレ印を付けてください。)
	ア <input type="checkbox"/>	親権者の1人が控除対象配偶者 要件や加算支給の区分に影響が
	イ <input checked="" type="checkbox"/>	親権者の1人が課税期日に日本 ない場合
	ウ <input checked="" type="checkbox"/>	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を 添付できない場合 等

**・ドメスティックバイオレンスや養育放棄等のため、親権者の課税証明書等が提出できない場合。**

**・離婚協議中で別居中であり、親権者の一方に課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合。**

**等**

③  未成年後見人  名分  
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)  
(未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)

④  生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分  
・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、  
・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤  生徒本人  
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、  
・成人に達している場合、  
・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥  所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑦  親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
<b>福岡 花子</b>	<b>母</b>		

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった
- ・収入の状況に変更があつ

**課税証明書等を添付する者を記入してくださ**  
**い。**

**【3. 確認事項】**

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)

**【記入例⑤】親権者、未成年後見人、主たる生計維持者のいずれの課税証明書等も提出できない場合で、生徒本人の課税証明書を提出する場合**

**【2. 保護者等の収入の状況について】**

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの口にし印を付けてください。)

<input checked="" type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
---	--

(2) **4**月1日時点 (口欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑦までのいずれかの口にし印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。	
①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分 両親とも市町村民税所得割を課されている場合
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分 (アからウまでのいずれかの口にし印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの口にし印を付けてください。)
	ア <input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	イ <input type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
	ウ <input type="checkbox"/> ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合は、その者を)
<b>生徒本人が成人、又は未成年であるが市町村民税を課税されるだけの収入がある場合。課税証明書等を添付する者に生徒本人の名前を記入してください。</b>	
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により ・親権者又は未成年後見人 ・成人に達しているが主たる
⑤	<input checked="" type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。	
⑥	<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にし印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
<b>福岡 太郎</b>	<b>本人</b>		

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった場合 (離婚・死別、養子縁組 等)
- ・収入の状況に変更があった場合 (収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更 等)

**【3. 確認事項】**

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)



**【記入例⑥】親権者、未成年後見人、主たる生計維持者のいずれの課税証明書等も提出できない場合で、生徒本人に課税されるだけの収入がない場合**

**【2. 保護者等の収入の状況について】**

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの口にレ印を付けてください。)

4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)  7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2) **4**月1日時点 (口欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 両親とも市町村民税所得割を課されている場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)
		ア <input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		イ <input type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/>	ウ <input type="checkbox"/> ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

**生徒本人に市町村民税を課税されるだけの収入がない場合は課税証明書等は不要です。**

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥	<input checked="" type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった場合 (離婚・死別、養子縁組 等)
- ・収入の状況に変更があった場合 (収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更 等)

**【3. 確認事項】**

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)

## 高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

## 記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において当該学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間も含まれます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。  
 (2)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を添付できない場合」は、(2)④から⑥までの「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①又は③に該当するときは、保護者全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付  
 （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

### 留意事項

- イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ロ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ハ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください
- ニ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- ホ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、保護者等や収入の状況に変更があった場合にも、収入状況届出書を提出する必要があります。
- ヘ 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。
- ト 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(4月)

全員必ず提出してください。

平成**29**年 4月 ●日

福岡県教育委員会 殿

## 確認書

(高等学校授業料の取扱いに関する確認書)

授業料の納付を不要とするための申請に関して、以下のとおり申し立てます。

以下の空欄に生徒本人が署名すること。(保護者による代筆も可能です。)

ふりがな	<b>ふくおか</b>		<b>たろう</b>	
生徒の氏名	姓	<b>福岡</b>	名	<b>太郎</b>
保護者等の 連絡先	(TEL) <b>090 - 1234 - 5678</b>			

【申請について  
申請を行な

**必ず該当する項目にチェックを入れてください。**

該当するものにチェックを入れること。

<input checked="" type="checkbox"/> 申請する	(ピンク色の用紙) 「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(様式1)」 に課税証明書類を添付して、申請します。	
<input type="checkbox"/> 申請しない	理由	<p><input type="checkbox"/> ① 保護者等の所得が明らかに所得制限基準額を上回るため ※所得制限基準額とは市町村民税所得割額の保護者等合算額が304,200円未満であること。</p> <p><input type="checkbox"/> ② 他の高等学校を卒業した後の再入学であるため ※法令上、一度高等学校を卒業している者は制度の対象外であること。</p>

上記①、②以外の者は原則として「申請する」にチェックを入れること。

在校生のみなさんへ

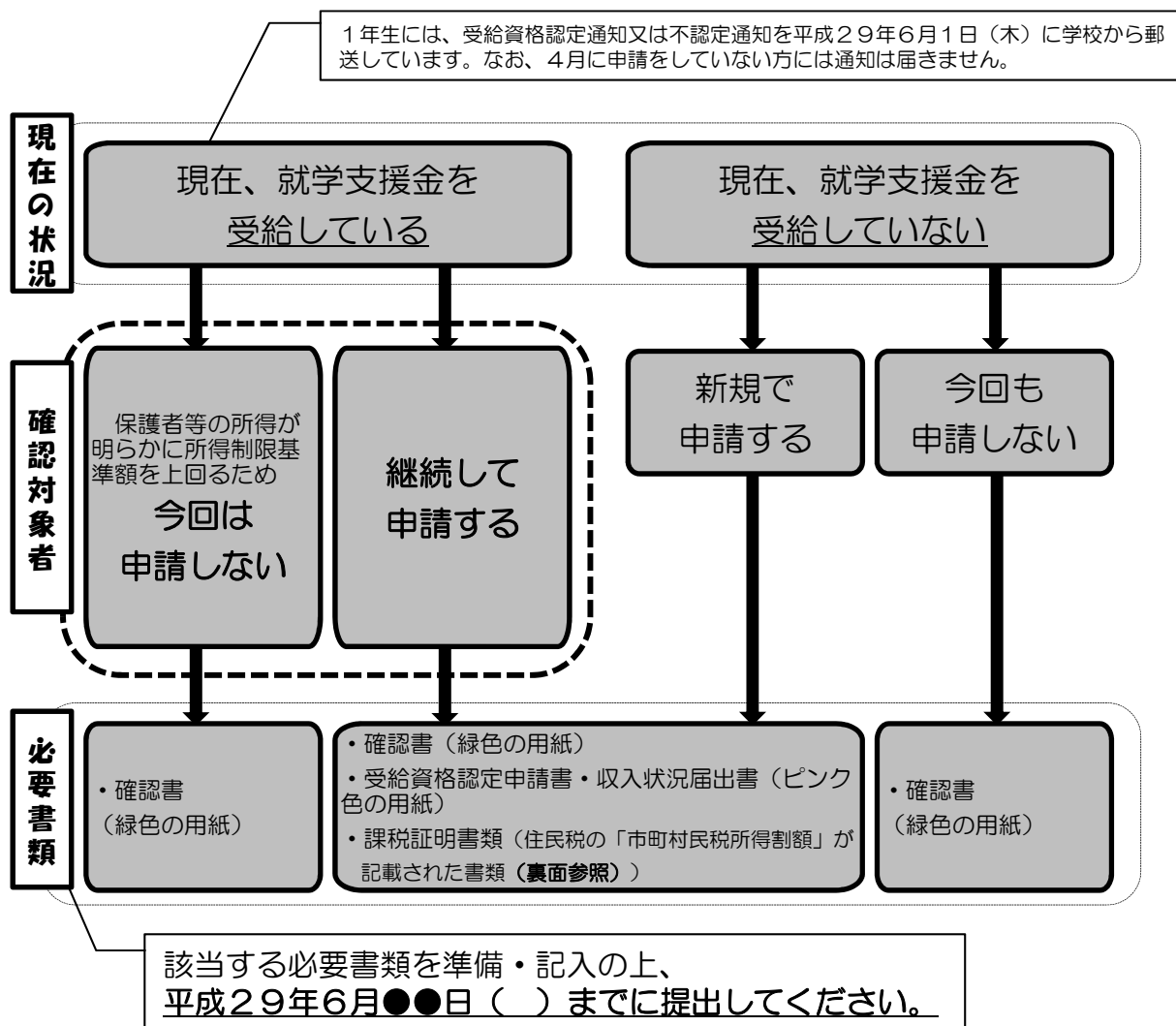
## 高等学校等の授業料について ～就学支援金の再確認のお知らせ～

就学支援金（高等学校等就学支援金）を受け、授業料が実質無償になっている方は、毎年7月に市町村民税所得割額（★）の確認を行う必要がありますので、必ず手続きを行ってください。

★保護者等の市町村民税所得割額の合算が304,200円未満であれば、支給継続となります。

（年収の目安）保護者のうち一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯で年収910万円未満程度

### ■ 必要な申請手続



## 課税証明書類として使用するもの

### ① サラリーマンで住民税を「給与から天引き」で納めている方

勤務先が1つで、給与所得以外の所得がない方は、今年の5～6月に勤務先から配布されている住民税の「特別徴収税額の決定・変更通知書」の写しを課税証明書類として提出してください。

### ② 主に個人事業主で確定申告を経て住民税を「納付書払い」で納めている方

今年の6月に市町村から配布されている住民税の「納税通知書」(年度と市町村民税所得割額が分かる部分)の写しを課税証明書類として提出してください。

### ③ 生活保護を受けている方

平成29年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている世帯は、「生活保護受給証明書」の写しを課税証明書類として提出してください。

## 通知書を紛失した場合等

課税証明書類の呼び名が自治体によって異なることがありますが、**①市町村民税所得割額** **②扶養状況**が確認できる課税証明書類が利用できます。

～以下の点にご留意ください～

- ・ 課税証明書類は**市町村の窓口**で発行されます。
- ・ 課税証明書類の発行には**手数料**(1通につき約300円程度：自治体により違いあり)が必要です。
- ・ 代理の者が申請する場合、家族であっても本人からの**委任状**が必要です。

自治体によって、課税証明書類の発行可能時期に差異があります。  
→ 事前にお電話等で確認されることをオススメします。

### ★★★高校生等奨学給付金を申請される場合★★★

- ・ 課税証明書類は、今回の収入状況の再確認と同じものを利用できます。
- ・ ただし、**保護者(親権者)全員分**の課税証明書類が必要です。  
(所得控除の対象となっている配偶者の分も省略することができません)  
また、7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給している世帯は、そのことがわかる証明書類が必要です。

問合せ先：福岡県立〇〇高等学校 事務室 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

様式 1

平成29年 ○ 月 ○ 日

福岡県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書（初回時）  
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書（2回目以降）  
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。  
(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の2つの事項を必ず確認の上、□にレ印を付けてください。)

この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな	<b>ふくおか</b>	<b>たろう</b>
生徒の氏名	姓 <b>福岡</b>	名 <b>太郎</b>

生徒の生年月日	昭和 平成 <b>13</b> 年 <b>4</b> 月 <b>2</b> 日
生徒の住所	〒 ●●●-●●●● <b>福岡</b> 都道 福岡 <b>福岡</b> 市区 博多区東公園7-7
保護者等の連絡先	(TEL) <b>090</b> - <b>1234</b> - <b>5678</b>
生徒が在学する学校の名称	<b>福岡県立●●高等学校</b>

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。  
・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者  
・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者(ただし、支給停止期間等は含めません。)

①現在の高等学校等の在学期間 (入学時は記入不要)	学校名 立	平成 年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去の高等学校等の在学期間 (該当がある場合のみ記入。)	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

記入不要

## 【記入例①】生徒の親権者が父母の場合、 一方の保護者が控除対象配偶者でない場合等

### 【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの口にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input checked="" type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	---

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。  
(次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。									
①	<input checked="" type="checkbox"/> <b>親権者(両親)2名分</b> 両親の課税証明書等を添付する場合								
②	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">親権者1名分 (アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">ア</td> <td><input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算等がない場合</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">イ</td> <td><input type="checkbox"/> 親権者がいない場合</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">ウ</td> <td><input type="checkbox"/> ・離婚、死別、養子縁組等により、親権者がいない場合 ・親権者がいるが、収入が所得制限の要件を満たさない場合 ・親権者がいるが、収入が所得制限の要件を満たさない場合</td> </tr> </table>	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)		ア	<input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算等がない場合	イ	<input type="checkbox"/> 親権者がいない場合	ウ	<input type="checkbox"/> ・離婚、死別、養子縁組等により、親権者がいない場合 ・親権者がいるが、収入が所得制限の要件を満たさない場合 ・親権者がいるが、収入が所得制限の要件を満たさない場合
親権者1名分 (アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)									
ア	<input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算等がない場合								
イ	<input type="checkbox"/> 親権者がいない場合								
ウ	<input type="checkbox"/> ・離婚、死別、養子縁組等により、親権者がいない場合 ・親権者がいるが、収入が所得制限の要件を満たさない場合 ・親権者がいるが、収入が所得制限の要件を満たさない場合								
③	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">未成年後見人</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>親権者が存在しない場合は、全員分(未成年後見人が、法定である場合又は対応する権限の行使等を行うこととされている者である場合は、その者を除きます。)</td> </tr> </table>	未成年後見人	<input type="checkbox"/>	親権者が存在しない場合は、全員分(未成年後見人が、法定である場合又は対応する権限の行使等を行うこととされている者である場合は、その者を除きます。)					
未成年後見人	<input type="checkbox"/>	親権者が存在しない場合は、全員分(未成年後見人が、法定である場合又は対応する権限の行使等を行うこととされている者である場合は、その者を除きます。)							
④	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>                     ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、                      ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等                 </td> </tr> </table>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分	<input type="checkbox"/>	・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等					
生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分	<input type="checkbox"/>	・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等							
⑤	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">生徒本人</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>                     親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、                      ・成人に達している場合、                      ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等                 </td> </tr> </table>	生徒本人	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等					
生徒本人	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等							
(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。									
⑥	<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合								
⑦	<input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合								

**次の①又は②の場合は、両親2名分の課税証明書等が必要となります。**

**①一方の保護者が控除対象配偶者でない場合**

**②一方の保護者が控除対象配偶者であるが、市町村民税所得割額が両親合算で304,200円未満であることが明らかでない場合**

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
<b>福岡 一郎</b>	<b>父</b>	<b>福岡 花子</b>	<b>母</b>

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

**両親とも記入してください**

### 【3. 確認事項】

就学支援金を授業料に充てるとともに、  
を了承します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)



## 【記入例②】生徒の親権者が父母の場合、 一方の保護者が控除対象配偶者の場合

### 【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分(いずれかの口にし印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月(前年度の課税証明書等を添付)	<input checked="" type="checkbox"/> 7月～翌年6月(今年度の課税証明書等を添付)
---	--

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。  
(次の①から⑦までのいずれかの口にし印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。	
①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分 両親の課税証明書等を添付する場合
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分(アからウまでのいずれかの口にし印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの口にし印を付けてください。) ア <input checked="" type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合 イ <input type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合 ウ <input type="checkbox"/> ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 親権者が存在場合は、全員分(未成年後見人である場合は)
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその ・親権者又は未 ・成人に達して
⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。	
⑥	<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

**一方の保護者が控除対象配偶者で、市町村民税所得割額が両親合算で304,200円未満であることが明らかなる場合には、控除対象配偶者の課税証明書等の添付を省略できます。**

※一方の保護者が控除対象配偶者であっても、もう一方の保護者の市町村民税所得割額が300,000円を超える場合は控除対象配偶者の課税証明書も添付の必要があります。(その場合は【記入例①】に該当します。)

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥又は⑦にし印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
<b>福岡 一郎</b>	<b>父</b>		

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の額の変更や離婚、死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給

**両親のうち、課税証明書等を添付する者を記入してください。**

### 【3. 確認事項】

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日(学校において記入。)

## 【記入例③】離婚、死別等により親権者が1名の場合

### 【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input checked="" type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	---

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。  
(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。							
①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分 両親の課税証明書等を添付する場合						
②	<p><input type="checkbox"/> 親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">ア</td> <td><input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">イ</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">ウ</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等</td> </tr> </table>	ア	<input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合	イ	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合	ウ	<input checked="" type="checkbox"/> ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
ア	<input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合						
イ	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合						
ウ	<input checked="" type="checkbox"/> ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等						
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)						
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等						
⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等						
(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。							
⑥	<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合						
⑦	<input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合						

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
<b>福岡 一郎</b>	<b>父</b>		

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の額の変更や離婚、死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給

**課税証明書等を添付する者を記入してください。**

### 【3. 確認事項】

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)

**【記入例④】親権者は2名であるが、やむを得ない理由により親権者の1人の課税証明書等が提出できない場合**

**【2. 保護者等の収入の状況について】**

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input checked="" type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	---

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。  
(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書		<p><b>(やむを得ない理由の例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドメスティックバイオレンスや養育放棄等のため、親権者の課税証明書等が提出できない場合。</li> <li>・離婚協議中で別居中であり、親権者の一方に課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>等</b></p>
①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分 両親の課税証明書	
	親権者1名分 (アからウまでのいずれか(親権者が、一時的に親権を行う児童の□にレ印を付けてください。))	
	ア <input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象要件や加算支給の区分に影響	
②	イ <input checked="" type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日にない場合 ウ <input checked="" type="checkbox"/> 離婚、死別等により親権者が存在するものの、添付できない場合 等	
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)	
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等	
⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	
(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。		
⑥	<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合	
⑦	<input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合	

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
<b>福岡 花子</b>	<b>母</b>		

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の額の変更や離婚、死別、養育組合等による保護者等の変更があった場合には、支給

**両親のうち、課税証明書等を添付する者を記入してください。**

**【3. 確認事項】**

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)

**【記入例⑤】親権者、未成年後見人、主たる生計維持者のいずれの課税証明書等も提出できない場合で、生徒本人の課税証明書を提出する場合**

**【2. 保護者等の収入の状況について】**

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input checked="" type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	---

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。  
(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。	
①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分 両親の課税証明書等を添付する場合
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
	ア <input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	イ <input type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
ウ <input type="checkbox"/> ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等	
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人である場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合は、その者を除く)
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持しているが主たる生計維持者ではない場合 ・親権者又は未成年後見人がいない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者ではない場合
⑤	<input checked="" type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。	
⑥	<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

**生徒本人が成人、又は未成年であるが市町村民税を課税されるだけの収入がある場合、課税証明書等を添付する者に生徒本人の名前を記入してください。**

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
<b>福岡 太郎</b>	<b>本人</b>		

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

**【3. 確認事項】**

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)

**【記入例⑥】親権者、未成年後見人、主たる生計維持者のいずれの課税証明書等も提出できない場合で、生徒本人に課税されるだけの収入がない場合**

**【2. 保護者等の収入の状況について】**

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input checked="" type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	---

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。  
(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 両親の課税証明書等を添付する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		ア <input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		イ <input type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
	ウ <input type="checkbox"/>	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

**生徒本人に市町村民税を課税されるだけの収入がない場合は課税証明書等は不要です。**

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥	<input checked="" type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

**【3. 確認事項】**

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)

(6月)

全員必ず提出してください。

平成**29**年 **6**月 ●日

福岡県教育委員会 殿

### 確認書

(高等学校授業料の取扱い及び高校生等奨学給付金に関する確認書)

以下のとおり提出します。

ふりがな	<b>ふくおか</b>		<b>たろう</b>	
生徒の氏名	姓	<b>福岡</b>	名	<b>太郎</b>
保護者等の連絡先	(TEL) <b>090 - 1234 - 5678</b>			

以下、A・Bそれぞれ該当するものに必ずチェックを入れてください。

#### A. 【高等学校等就学支援金】について

申請を行わない場合は、授業料を納付する必要があります。

<input checked="" type="checkbox"/> 申請します。	(ピンク色の用紙) 「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書 (様式1)」に課税証明書類を添付して、申請します。
<input type="checkbox"/>	保護者等の所得が明らかに所得制限基準額を上回るため、申請しません(受給権を放棄します)。*所得制限基準額とは市町村民税所得割額の保護者合算額が304,200円未満であること。

#### B. 【高校生等奨学給付金】について

下記の該当する区分にチェックしてください。

①②のいずれかに該当する場合は、高校生等奨学給付金の支給対象となります。  
高校生等奨学給付金支給対象者には、後日、申請書類等を郵送で送付します。

##### ◆平成29年7月1日現在の状況

7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給している方は、非課税・課税にかかわらず、①にチェックしてください。

<input type="checkbox"/> ①	生活保護(生業扶助)受給世帯 (※奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。)	高校生等奨学給付金の対象です。
①以外の方	平成29年度市町村民税所得割額	
	<input checked="" type="checkbox"/> ②	非課税世帯
<input type="checkbox"/> ③	課税世帯	

**必ず該当する項目にチェックを入れてください。**

## 4 認定・不認定





#### 4 認定・不認定（１）受給資格、支給に関する様式一覧

就学支援金関係の様式は下記のとおり

様式は 高等学校等就学支援金事務処理要領の一部改正について（２９教財第１４４号）参照のこと

##### 【様式一覧】

様式	要領様式	要綱様式	用紙の色	
受給資格認定申請書/収入状況届出書	1	1	ピンク	※法定様式
資格認定通知	2	2	白色	
資格不認定通知	3	3	白色	
支給決定（予定）通知書	4	4	白色	
資格消滅通知（所得制限）	5	5	白色	
資格消滅通知（転学等）	6		白色	※法定様式
支給停止申出書	7		白色	
支給停止通知	8		白色	
支給再開申出書	9		白色	※法定様式
支給再開通知	10		白色	
支払差止通知	11		白色	
支給実績証明書申請書	12		白色	
支給実績証明書	13		白色	

（要綱様式2）

2900第000号  
平成29年6月1日

〒812-8575  
福岡市博多区東公園7-7  
博多 太郎 殿

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づき、高等学校等就学支援金の受給資格について、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

1 認定番号	17-040-02-1001-1001
2 支給対象者	博多 太郎
3 在籍高等学校等	福岡県立〇〇高等学校
4 学校種・課程等の別	高等学校（全日制）
5 高等学校等就学支援金支給者	福岡県教育委員会
6 認定年月	平成29年4月

あなたに支給される高等学校等就学支援金は、あなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てられます。

ただし、上記内容は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第5条の規定により、各月の初日に上記の高等学校等に在籍している場合に限り支給します。

【留意事項】

高等学校等就学支援金の受給資格認定通知を、複数受け取った場合（他の都道府県から受け取った場合を含む）には、支給手続きを再確認する必要がありますので、以下の担当まで連絡してください。

福岡県立〇〇高等学校事務室 高等学校等就学支援金担当  
電話 〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

（要綱様式4）

2900第000号  
平成29年6月1日〒812-8575  
福岡市博多区東公園7-7  
博多 太郎 殿高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書  
（平成29年4月～平成29年6月分）

高等学校等就学支援金については、福岡県県立高等学校等就学支援金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

なお、あなたに支給される高等学校等就学支援金は、あなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てられます。

## 記

1 支給決定額 29,700 円

2 支給決定額内訳

（単位：円）

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
9,900	9,900	9,900			
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

## 【注意事項】

※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。

この場合において、支給決定額が減額となる場合は、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

福岡県立〇〇高等学校事務室 高等学校等就学支援金担当  
電話 〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
選択番号	生体氏名	ふりがな	生年月日	住所	開始年月	授業料額(月額)	減免額(月額)	支給限度期間	保護者1の所得割額	保護者1の市町村民所得割額	保護者2の所得割額	保護者2の市町村民所得割額	備考
半角数字4桁	全半角(3Byte)	全半角(4Byte)	西暦(YYYY/MM/DD)	全半角(100Byte)	西暦(YYYY/MM/DD)	半角数字2桁	半角数字2桁	半角数字2桁	半角数字1桁	半角数字2桁	半角数字2桁	半角数字2桁	全半角(30Byte)
0001 ~ 9999	姓名の間は、必ず全角スペース(1文字)を入れてください	姓名の間は、必ず全角スペース(1文字)を入れてください	1900/01/01 ~		2014/04/01 ~ 日まで入力して下さい。	1 ~	0 ~	1 ~ 48	1 : 市町村民所得割額(非課税も含む) 2 : 認定不可(海外赴任等) 3 : 未提出(連絡不備)	保護者1の所得割額が、「1」の時に入力して下さい 0、100 ~ 999999 非課税(0円~99円)の時は0を入力	1 : 市町村民所得割額(非課税も含む) 2 : 認定不可(海外赴任等) 3 : 未提出(連絡不備)	保護者2の所得割額が、「1」の時に入力して下さい 0、100 ~ 999999 非課税(0円~99円)の時は0を入力	
必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	
1001	福岡 本部	ふくおか たくぶ	2001/10/01	福岡市博多区東公園7-7	2017/04/01	9900	0	36	0	0	0	0	812-8875
1002	福岡 三好	ふくおか さんこう	2001/10/02	福岡市博多区東公園7-8	2017/04/01	9900	0	36	1	0	0	0	812-8875
1003	福岡 四部	ふくおか しぶ	2001/10/03	福岡市博多区東公園7-9	2017/04/01	9900	0	36	1	0	0	0	812-8875
1004	福岡 五部	ふくおか しぶ	2001/10/04	福岡市博多区東公園7-10	2017/04/01	9900	0	36	1	0	0	0	812-8875
20													

・認定通知書・支給決定通知書や不認定通知書のエクセルファイルのシートのひとつにstudentシートがある。  
 ・studentシートがあるエクセルファイルは生徒及び保護者の情報を多分に含んでいるため、パスワードを設定するなど適正な情報管理に努める必要がある。

- 【内容1】  
 「項目8 減免額(月額)」については、どのような入力を行うのか。  
 → 全員一律に「0」を入力すること。
- 【内容2】  
 両親の一方が控除対象配偶者であり、もう一方の市町村民税所得割額が300,000円未満であるため、控除対象配偶者の所得証明書等が提出不要。  
 (30万円以上だと控除対象配偶者でも所得証明書等を提出する必要がある。)  
 この場合の「項目12 保護者2の所得確認」及び  
 「項目13 保護者2の市町村民所得割額」の入力方法。  
 → 「項目12 保護者2の所得確認」：「1」を入力  
   「項目13 保護者2の市町村民所得割額」：「0」を入力

4 認定・不認定（2）認定通知等出力システム（様式集）

年度	29		
学校番号	1001	【県立学校】1001～（例）青豊：1001	
学校名	〇〇	高等学校	
課程	全日制		
電話番号	〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		
文書番号	29〇〇第〇〇〇号		9900
文書日付	平成29年6月1日		支給決定通知

	始期	終期
支給決定通知期間	平成29年4月	平成29年6月

平成29年	
4月	5月
○	○
9900	9900

	生徒氏名	認定番号
連続印刷開始番号	1	福岡 太郎
連続印刷終了番号	3	福岡 三郎

個別印刷番号	1	福岡 太郎	17-040-02-1001-1001
--------	---	-------	---------------------

認定番号は

17(認定年度)-040(都道府県コード)-02(都道府県立)-1001(学校コード)-1001(通し番号)となる。

(平成29年度に新規申請した場合の認定番号は1～3年生全て17から始まる。)

通し番号については原則

全日制 1001～

定時制 3001～

通信制 5001～

であるが、学校の実態に応じて任意で番号を取得してもよい。

※認定番号が重複することのないよう留意すること。

（要綱様式3）

2900第000号  
平成29年6月1日

〒812-8575  
福岡市博多区東公園7-7  
福岡 太郎 殿

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づく貴殿からの申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

（理由）

所得要件を満たさないため

4月から6月分授業料を福岡県立学校授業料等徴収条例に従って、平成29年6月20日までに納付してください。

今回の認定申請については所得要件を満たさないため不認定となりますが、次回以降の収入状況届出書等の提出時期（次年度以降の市町村民税所得割額の確認時期）において、所得要件を満たすこととなる場合には、就学支援金の受給が可能となるため、再度、受給資格認定の申請を行ってください。

（備考）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記学校担当者まで確認してください。

福岡県立〇〇高等学校事務室 高等学校等就学支援金担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室  
電話 03（5253）4111

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福岡県教育委員会を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（別紙1）

公印省略

2900第000号  
平成29年6月1日

〒812-8575  
福岡市博多区東公園7-7  
福岡 太郎 殿

福岡県立〇〇高等学校長

平成29年度4月分から6月分授業料について

高等学校等就学支援金の申請については、別添通知書のとおり却下されました。  
については、4月分から6月分の授業料等を下記により納入してください。

記

1 4月、5月分授業料（月額9,900円）

（1）納期限

平成29年6月20日（火）

（2）納付方法

別添「納入通知（納付）書兼領収証」により学校窓口又は福岡県指定金融機関等  
で納付してください。

※口座振替手続をしている場合でも、指定口座から引き落とされません。

2 6月分授業料及び校納金（月額 授業料9,900円 校納金〇〇〇円）

（1）口座振替手続をしている場合

平成29年6月20日（火）に指定口座から引き落とされます。

（2）口座振替手続をしていない場合

ア 6月分の校納金を既に納付している場合

学校事務室まで連絡してください。

別添「納入通知書兼領収書」で納付できません。

7月分以降の校納金を納付している場合も連絡してください。

イ 上記ア以外の場合

① 納期限

平成29年6月20日（火）

② 納付方法

別添「授業料納入通知書兼領収書」により学校窓口で納付してください。

※福岡県指定金融機関等で納付できません。

ウ 7月分以降の納付書

授業料を記載した納付書を後日配付します。

納付書が配付されるまで7月分以降の校納金を納付しないでください。

4 認定・不認定（3）不認定通知等出力システム（様式集）

年度	29	
学校番号	1040	【県立学校】1001～（例）青豊：1001
学校名	〇〇	高等学校
課程	全日制	
電話番号	〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇	
文書番号	29〇〇第〇〇〇号	
文書日付	平成29年6月1日	

授業料納期	平成29年6月20日
-------	------------

		生徒氏名
連続印刷開始番号	1	福岡 太郎
連続印刷終了番号	3	福岡 三郎

個別印刷番号	1	福岡 太郎
--------	---	-------



高等学校等就学支援金に係る受給資格認定について

- 1 就学支援金申請者（確認書で申請の意志を示している者を含む）で、所得確認書類等が未提出の者については、「高等学校等就学支援金事務処理要領（各県立学校事務担当者用）」P17Q5－9（申請書は提出したが、課税証明書等の提出が遅れている場合の例）に準じて、可能な限り柔軟に受付を行うようにすること。（6月1日付で不認定通知書を送付しないこと。）
- 2 所得確認書類が5月1日以降に提出された場合でも、やむを得ない事由で書類の提出が遅れたものと所属で整理し、受給資格は4月から認定すること。（その場合、申請書の日付は必ず4月とすること。）
- 3 市町村民税所得割額は税額控除額を差し引いた後の額で確認すること。  
（参考：1月31日説明会資料）  
「文部科学省資料 「所得制限・加算の基準額（夫婦片働き、高校生、中学生のモデル世帯）」

年度を必ず確認すること

平成〇〇年度 給与所得等に係る市市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与														総所得金額①	
	給与所得		以外の合算															
	その他の所得計		所得区分															
所得控除	雑損		障・寡・勤															
	医療費		配偶者															
	社会保険料		配偶者特別															
	小規模企業共済		扶養															
	生命保険料		基礎															
地震保険料		所得控除合計②																

税額	市市民税	税額控除前所得割額④	199,200
		税額控除額⑤	1,500
		所得割額⑥	197,700
		均等割額⑦	3,000
	県民税	税額控除前所得割額④	132,800
		税額控除額⑤	1,000
		所得割額⑥	131,800
		均等割額⑦	1,500
		特別徴収税額⑧	334,000
		控除不足額⑨	0
		既納付額⑩	0
		差引税額(⑧-⑩)	334,000
	変更前税額⑫	*** **	
	増減額(⑧-⑫)	*** **	
	更 月	** 月	

税	市 (町村) 民 税	税額控除前所得割額④	199,200
		税 額 控 除 額 ⑤	1,500
		<b>所 得 割 額 ⑥</b>	<b>197,700</b>
		均 等 割 額 ⑦	3,000
	県 民 税	税額控除前所得割額④	132,800
		税 額 控 除 額 ⑤	1,000
		所 得 割 額 ⑥	131,800
		均 等 割 額 ⑦	1,500
	特 別 徴 収 税 額 ⑧	334,000	

市町村民税の所得割額⑥の欄により認定すること

事 務 連 絡  
平成29年5月22日

各県立学校就学支援金担当者 様

財務課学校予算係

高等学校等就学支援金に係る資格認定通知書等の送付について

福岡県県立高等学校等就学支援金交付要綱第4条及び第5条の規定により資格認定通知等を行う必要があります。

については、資格認定通知書の送付等を下記により行ってください。

記

- 1 認定通知日  
平成29年6月1日
  - 2 認定通知書等送付日  
平成29年6月1日（木）
  - 3 送付方法  
郵送
  - 4 送付書類等
    - (1) 受給資格認定者
      - ア 受給資格認定通知書（要綱様式2）
      - イ 支給決定通知書（要綱様式4）
        - ※ 第2学年及び第3学年の既に受給資格を有する者に対して、支給決定通知書を送付しないこと。
    - (2) 受給資格不認定者
      - ア 受給資格不認定通知書（要綱様式3）
      - イ 納入通知（納付）書兼領収証（4月分及び5月分）
        - ※ 下記5（2）参照
      - ウ 平成29年度授業料納入通知書兼領収書（手書納付書）（6月分）
        - 「授業料等納付書（元符）」及び「授業料等納入済通知書」については、事務室で保管し配付しないこと。
        - ※ 下記5（4）参照
      - エ 平成29年度4月分から6月分授業料について（別紙1）
- ※ 定時制の場合、イ及びウは任意様式によること。  
※ 全日制の場合、ウは口座振替手続を行っていない者のみに送付すること。  
※ エは（別紙1）を参考に各所属で内容を修正し作成すること。

5 その他

- (1) 各様式については、記入例を参考に作成すること。
- (2) 4月分及び5月分の全日制課程授業料は、下記により調定を行い、財務会計システムで作成した納入通知書を配付すること。  
なお、4月分と5月分は分けて調定すること。
- ア 業務  
【301】調定（一般・個別）
- イ 略科目コード  
2244【全日制課程授業料（遡及分）】
- ウ システム区分  
一般
- エ 調定日  
平成29年6月1日
- オ 納期限  
平成29年6月20日
- (3) 既に配付している前期分納入通知書で6月分以降の校納金が納付済みである場合は、6月分以降の授業料は上記5（2）に準じて調定を行い、財務会計システムで作成した納入通知書で納付する必要があること。  
なお、納期限については、各月の20日であること。
- (4) 授業料納入通知書兼領収書（手書納付書）については、下記を参考に作成すること。
- ア 口座振替手続を行っていない者のみに送付すること。
- イ 納入通知日は6月1日とすること。
- ウ 校納金の額を記入すること。
- エ 納期限は6月20日とすること。
- オ 「授業料等納付書（元符）」及び「授業料等納入済通知書」については、事務室で保管し、配付しないこと。  
また、学校番号の上に学校名を記載すること。
- カ 納付場所欄の「○福岡県指定金融機関の本・支店」「○福岡県指定代理金融機関の本・支店」「○福岡県収納代理金融機関の本・支店」「上記」を朱書きで削除すること。
- キ 授業料納入通知書兼領収書及び校納金納入通知書兼領収書の「領収日付印」の下又は左に「学校窓口のみで収納」と朱書きすること。
- ク 7月分以降の授業料納入通知書を配付する際は、6月分授業料が重複しないよう配付すること。

（要綱様式3）

2900第000号  
平成29年6月1日

〒812-8575  
福岡市博多区東公園7-7  
福岡 太郎 殿

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づく貴殿からの申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

（理由）

所得要件を満たさないため

4月から6月分授業料を福岡県立学校授業料等徴収条例に従って、平成29年6月20日までに納付してください。

今回の認定申請については所得要件を満たさないため不認定となりますが、次回以降の収入状況届出書等の提出時期（次年度以降の市町村民税所得割額の確認時期）において、所得要件を満たすこととなる場合には、就学支援金の受給が可能となるため、再度、受給資格認定の申請を行ってください。

（備考）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記学校担当者まで確認してください。

福岡県立〇〇高等学校事務室 高等学校等就学支援金担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室  
電話 03（5253）4111

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福岡県教育委員会を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（別紙1）

公印省略

2900第000号  
平成29年6月1日

〒812-8575  
福岡市博多区東公園7-7  
福岡 太郎 殿

福岡県立〇〇高等学校長

平成29年度4月分から6月分授業料について

高等学校等就学支援金の申請については、別添通知書のとおり却下されました。  
については、4月分から6月分の授業料等を下記により納入してください。

記

1 4月、5月分授業料（月額9,900円）

（1）納期限

平成29年6月20日（火）

（2）納付方法

別添「納入通知（納付）書兼領収証」により学校窓口又は福岡県指定金融機関等  
で納付してください。

※口座振替手続をしている場合でも、指定口座から引き落とされません。

2 6月分授業料及び校納金（月額 授業料9,900円 校納金〇〇〇円）

（1）口座振替手続をしている場合

平成29年6月20日（火）に指定口座から引き落とされます。

（2）口座振替手続をしていない場合

ア 6月分の校納金を既に納付している場合

学校事務室まで連絡してください。

別添「納入通知書兼領収書」で納付できません。

7月分以降の校納金を納付している場合も連絡してください。

イ 上記ア以外の場合

① 納期限

平成29年6月20日（火）

② 納付方法

別添「授業料納入通知書兼領収書」により学校窓口で納付してください。

※福岡県指定金融機関等で納付できません。

ウ 7月分以降の納付書

授業料を記載した納付書を後日配付します。

納付書が配付されるまで7月分以降の校納金を納付しないでください。

手書き納付書作成例（6月分）

<p><b>授業料納入通知書兼領収書</b></p> <p>納付金額 前期（6月～月） 9,900 円 月額 9,900 円</p> <table border="1"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>一般会計</td> <td>使用料及び手数料</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>教育使用料</td> <td>高等学校使用料</td> </tr> </table> <p>納付金額 9,900 円 合計 9,900 円</p> <p>生徒氏名 <b>福岡 太郎</b> 保護者氏名 <b>福岡 花子</b> 殿 平成29年 6 月 1 日</p> <p>上記金額を福岡県立学校授業料等徴収条例に従って、納期限内に納付してください。</p> <p>福岡県立 平成29年 6 月 1 日 領収日付印</p> <p>福岡県立 〇〇〇〇 高等学校長</p> <p><b>学校窓口のみで収納</b></p> <p>納付場所  <input type="checkbox"/> 福岡県指定金融機関の本・支店  <input type="checkbox"/> 福岡県指定代理店（福岡県）の本・支店  <input type="checkbox"/> 福岡県指定代理店（福岡県）の本・支店  <input type="checkbox"/> 学校窓口 <del>上記以外</del>は取扱いません。</p>		平成29年度	一般会計	使用料及び手数料	使用料	教育使用料	高等学校使用料	<p><b>校納金納入通知書兼領収書</b></p> <p>校納金月額合計 9,900 円</p> <p>上記金額を授業料とあわせて納付してください。</p> <p>授業料 9,900 円 合計 9,900 円</p> <p>平成29年 6 月 1 日 領収日付印</p> <p>福岡県立 〇〇〇〇 高等学校長</p>	<p><b>29年度 福岡県立高等学校 授業料等納付書（元符）</b></p> <p>保護者氏名 <b>福岡 花子</b> 殿</p> <p>〇〇〇〇 高等学校</p> <p>学校番号 入学期 学年 生徒番号          〇〇〇 29 1 〇〇〇</p> <p>校納金 9,900 円</p> <p>平成29年 6 月 1 日 領収日付印</p>	<p><b>29年度 福岡県立高等学校 授業料納入通知書兼領収書</b></p> <p>〇〇〇〇 高等学校</p> <p>学校番号 入学期 学年 生徒番号          〇〇〇 29 1 〇〇〇</p> <p>保護者氏名 <b>福岡 花子</b> 殿</p> <p>校納金 9,900 円</p> <p>平成29年 6 月 1 日 領収日付印</p> <p>納期限（お願い） 6月20日</p> <p>この通知書は電子計算機により処理します。で、汚したり、ピンやホッチキス等でとめたり、折りまげたりしないでください。</p>
平成29年度	一般会計	使用料及び手数料								
使用料	教育使用料	高等学校使用料								

右半分は切り取って、事務室で保管し、本人には渡さないこと。  
 また、異動連絡前に学校窓口で収納した場合は、異動連絡後に銀行へ納付すること。（異動連絡前に銀行へ納付した場合、授業料については、エラーとなり収納されないため。）

公印省略

29 教財第48号  
平成29年4月13日

各県立高等学校長  
輝翔館中等教育学校長 } 殿

教育庁総務部財務課長  
(学校予算係)

高等学校等就学支援金事務等に使用する公印の印影印刷文書に係る  
受払簿の作成について（通知）

このことについて、福岡県教育庁文書管理規程運用要綱第5の3（2）及び福岡県文書管理規程の運用について（通達）第5の3（3）の規定に基づき、下記のとおり受払簿を作成し、適正に管理していただきますようお願いします。

なお、平成27年5月21日27教財第110号「高等学校等就学支援金事務等に使用する公印の印影印刷文書に係る受払簿の作成について」は廃止します。

#### 記

##### 1 対象文書

福岡県教育委員会公印管守規程別表第1番号1に規定する教育委員会印の印影印刷をした文書

##### 2 作成について

別添様式に以下の要領で作成すること。

- (1) 「年月日」には、受け入れ又は払い出した日付を記入すること。
- (2) 「文書名及び文書番号」には、受け入れ又は払い出した文書名及び文書番号を記入すること。
- (3) 「受」には受け入れた部数を、「払」には払い出した部数を、「残」には差引残の部数を記入すること。
- (4) 「担当者印」、「事務長印」には受け入れ又は払い出しの都度、押印すること。



# 公印印影印刷受払簿

〇〇高等学校

高等学校等就学支援金受給資格認定通知書  
 高等学校等就学支援金受給資格不認定通知書  
 高等学校等就学支援金支給決定(予定)通知書  
 高等学校等就学支援金受給資格消滅通知書

(件名)

年	月	日	文書名及び文書番号	受	払	残	担当者印	事務長印	摘要

注 書損及び不要文書が生じた場合は、処分方法を摘要欄に具体的に記入すること。  
 今後、受払簿の作成に当たっては、本様式に準じて作成のこと。

文書担当者 福岡 一郎

# 公印印影印刷受払簿

〇〇高等学校

高等学校等就学支援金受給資格認定通知書  
 高等学校等就学支援金受給資格不認定通知書  
 高等学校等就学支援金支給決定(予定)通知書  
 高等学校等就学支援金受給資格消滅通知書

(件名)

年	月	日	文書名及び文書番号	受	払	残	担当者印	事務長印	摘要
29	5	17	高等学校等就学支援金事務に係る印影印刷文書(29教財第110号)	600		600	印	印	財務課から
29	6	1	高等学校等就学支援金受給資格認定通知書(29〇〇第△△号)		250	350	印	印	財務太郎 外249名 (うち5部印刷誤りによる り裁断)
29	6	1	高等学校等就学支援金受給資格認定通知書(29〇〇第△△号)		5	345	印	印	福岡花子 外4名 (印刷誤りによる裁断 5部分)
29	6	1	高等学校等就学支援金支給決定(予定)通知書(29〇〇第△△号)		250	95	印	印	財務太郎 外249名
29	6	1	高等学校等就学支援金不認定通知書(29〇〇第△△号)		10	85	印	印	福岡花子 外9名

注 書損及び不要文書が生じた場合は、処分方法を摘要欄に具体的に記入すること。  
 今後、受払簿の作成に当たっては、本様式に準じて作成のこと。

文書担当者 福岡 一郎